

7 東彼告示第 8 2 号

令和 6 年度中山間地域等直接支払交付金事業が完了したので、中山間地域等直接支払交付金実施要領第 1 2 の規定に基づき公表する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 東彼杵町中山間地域等直接支払交付金実施状況の公表

中山間地域等直接支払交付金実施要領第 1 2 の規定により令和 6 年度の実施状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

## 公表事項

## 1. 集落協定の概要

この制度は、生産条件不利地域の生産コストを交付金で補うことで、農業生産活動を行い耕作放棄地の発生を防ぎ、農業農村の持つ多面的な機能を維持することが目的であり、町内 3 1 集落を認定している。

## 2. 対象農用地の基準別の面積及び交付額

地目	区分	面積	交付金額
田	急傾斜	2, 7 7 1, 1 1 6 m <sup>2</sup>	4 8, 5 8 1, 9 7 9 円
畑	急傾斜	2 1 4, 4 2 7 m <sup>2</sup>	1, 9 8 3, 4 8 6 円
採草放牧地	急傾斜	2 7, 2 4 5 m <sup>2</sup>	2 1, 7 9 6 円
小計		3, 0 1 2, 7 8 8 m <sup>2</sup>	5 0, 5 8 7, 2 6 1 円
加算			
超急傾斜農地保全管理加算		3 3, 8 3 5 m <sup>2</sup>	2 0 3, 0 1 0 円
集落機能強化加算		5 0, 5 3 0 m <sup>2</sup>	8 8, 8 9 4 円
生産性向上加算		2 4, 0 7 5 m <sup>2</sup>	4 2, 3 5 3 円
合計		3, 1 2 1, 2 2 8 m <sup>2</sup>	5 0, 9 2 1, 5 1 8 円

3. 集落協定数 3 1 集落、 個別協定数 —— 協定

## 4. 各協定への交付額及び実施・取組状況

協定名	交付金額 (単位：円)	農業生産活動等の 実施状況
中山間大音琴集落	856,884	④⑪⑫⑳

中山間口木田集落	556,029	④⑤⑪⑫⑳
川内中山間集落	2,098,455	⑤⑪⑫⑳
坂本中山間集落	1,980,687	⑤⑪⑫⑳
中尾集落	1,893,392	④⑪⑫⑳
太ノ原中山間地集落	1,408,803	⑤⑪⑫⑳
中山集落	239,232	⑤⑪⑫⑳
法音寺集落	565,572	⑤⑪⑫⑯
赤木池中山間集落	524,567	⑤⑪⑫⑯
中山間赤木集落	299,460	④⑤⑪⑫
中山間太ノ浦集落	722,769	④⑪⑫⑳
瀬戸集落	3,216,074	⑤⑪⑫⑯
駄地高峰集落	1,696,178	⑤⑪⑫⑳
中山間平似田上集落	3,669,354	③⑪⑫⑳
平似田下集落	580,003	④⑪⑫⑯
中山間三井木場集落	694,864	⑤⑪⑫⑯
中山間白土谷集落	548,755	⑤⑪⑫⑯
中山間中岳集落	4,654,535	⑤⑪⑫⑯
遠目集落	608,277	⑤⑪⑫⑯
蕪集落	4,343,955	⑤⑪⑫⑯
中山間木場集落	8,873,357	④⑪⑫⑳
里中集落	1,783,773	⑤⑪⑫⑯
里大迫集落	1,115,565	⑤⑪⑫⑳
中山間地域才貫田集落	1,120,701	⑤⑪⑫⑯
一ツ石上集落	1,834,795	⑤⑪⑫⑳

一ツ石下集落	1,949,018	⑤⑪⑫⑯
平原集落	487,485	⑤⑪⑫⑳
菅無田日向平集落	618,698	④⑤⑪⑫㉑
山田集落	212,455	⑤⑪⑫㉑
別当木場集落	372,439	④⑤⑪⑫⑯
新井出下流宮農集落	1,395,387	④⑪⑫⑯
計	50,921,518	

## 【内 訳】

### 1. 農業生産活動等

#### (1) 農用地に関する事項

- ①耕作放棄されそうな農用地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
- ②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。
- ③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。
- ④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
- ⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
- ⑥限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。
- ⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
- ⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する
- ⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
- ⑩その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)

#### (2) 水路・農道等の管理方法

- ⑪水路については、構成員の協力を得て水路清掃及び草刈りを行う。
- ⑫農道については、簡易補修、草刈りを行う。
- ⑬その他

#### (3) 多面的機能を増進する活動

- ⑭農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
- ⑮棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
- ⑯景観作物を作付ける。
- ⑰土壌流失防止に配慮して営農を行う。
- ⑱体験民宿を実施する(グリーンツーリズム)。
- ⑲魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。
- ⑳冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
- ㉑粗放的畜産を行う。
- ㉒堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。
- ㉓その他